

## エコアクション21ガイドライン改訂検討に関する作業部会（第4回）

### 議事要旨（案）

日時： 平成28年2月9日（火）13:00～16:00

場所： アットビジネスセンター渋谷東口駅前 305号室

出席者（敬称略）：

・委員

八木裕之（座長）、倉阪秀史、後藤敏彦、平井一之、古田清人、森下研

・オブザーバー

一般財団法人持続性推進機構 安井至、小池秀子

株式会社帝国データバンク 矢内紘之、大沢光慧

・環境省

総合環境政策局環境経済課 奥山祐矢、齋藤英亜、永宮卓也

・事務局

プロファームジャパン株式会社 立川博巳、渡辺有子、関谷翔、関口久美子

※会議は非公開で行われた。

環境省総合環境政策局環境経済課 奥山祐矢課長より挨拶がなされた。

議題：

1. 第3回作業部会における議論の主要ポイント

○事務局より第3回作業部会における議論の主要ポイントについての説明がなされた。

2. 第4回情報開示関連事項分科会及び第4回制度運営関連事項分科会における議論の主要ポイント

○事務局より第4回情報開示関連事項分科会及び第4回制度運営関連事項分科会における議論の主要ポイントについての説明がなされた。

○資料8について、中央事務局が地域事務局に判定委員会の設置を委任する場合、中央事務局が順守している判定委員会に関する規範に準じる旨を記載すべきとの提案がなされた。

○審査人の新たな名称について、「支援・審査員」という名称案が例示された。名称変更については、今後、現行中央事務局が中心となって、地域事務局、審査人等からも意見を聴取しつつ、引き続き検討することが適当と考えられ、来年度の作業部会で最終的な結論を出すこととした。

○環境負荷の低減に資するような財・サービスの提供等も環境経営には含まれる。改訂版ガイドラインで、「環境方針」から「環境経営方針」に変更することとあわせて、事業者にそうした視点の気付きを提供できるよう、(ガイドライン外の対応も含め) 審査人の力量を向上するべきとの提案がなされた。

○環境活動レポートを環境経営レポートと改称するのにあわせ、「環境活動計画」も「環境経営計画」に改称することとされた。

○資料6について、PRTR 制度対象物質以外についてもリストを使用したい事業者を想定し、現行版の「把握する化学物質は、原則として PRTR 制度対象物質とします。」との説明は引き続き残すこととした。

○資料6について、「環境負荷低減に資する製品または商品」という表現はその定義が難しく、マテリアルフローを把握するという表の目標からも外れるため、削除することとされた。

### 3. エコアクション21の経済性調査について

○矢内オブザーバー・大沢オブザーバーよりエコアクション21 認証取得企業（以下、「取得企業」という。）の経済性調査結果について、以下の点に特徴がある旨、報告された。

- 評点は、取得企業の方が非取得企業と比較して高い数値を示している
- 業歴は、取得企業の方が長い
- 売上総利益率は、取得企業の方が低い
- 自己資本比率は、取得企業の方が良好
- 効率性を示す指標については、取得企業の方が回転期間が長い傾向を示す業種が多い
- 職別工事、総合工事（従業員 10 人未満）では、多くの経営指標について、取得企業の方が良好な値を示している
- 総合工事（従業員 20 人以上）、卸売、産業廃棄物処理では、多くの経営指標について、取得企業の方が劣位にある

○委員から、業種によっては従業員数で有意差が出ているので、取得企業と非取得企業とで規模の違う群を比較している場合もあることに注意する必要があるのではないかと意見が出された。

○委員から、評点の評価項目に業歴の長さが含まれているが、EA21 取得企業群の方が業歴が長いので、この点が結果的に EA2 取得企業群の評点が高いことに繋がっているのではとの質問があった。これに対して、推測ということを前提に、個別企業ごとに見ていくと定性的な部分で評点が高くなっている傾向があるので、必ずしも業歴や規模といった外形的な部分だけで評点が高くなっているとは言えないと考えているとの回答がなされた。

○委員から、産廃処理業や建設業で比較的規模の大きい事業者は EA21 ではなく、ISO 14001 を取得している傾向があり、そのことが分析結果に表れているのではないかと意見が出された。

### 4. 現行版ガイドライン第3章のあり方について

○事務局より現行版ガイドライン第3章のあり方についての説明がなされた。

○環境への取組と本業との融合を一層高めるため、要求事項として「本業取組に関する検討」を新たに追加することとした。

○上記の新規追加を踏まえ、現行版ガイドライン第3章5.「環境目標及び環境活動計画の策定」については、「環境経営方針」「環境負荷の把握」「環境コンプライアンス」「経営に資する環境への取組の有効性の評価」の4つに基づくを統合した「環境目標及び環境経営計画の策定」へ改訂することとされた。

齋藤：パワポの図では、「4つ」から統合していますが？

○現行版の「エコアクション21の取組」という文言を「エコアクション21に基づく環境経営」等に改めてはどうかとの提案がなされた。

○「C・A」サイクルの強化のため、現行版ガイドライン第3章12.「取組状況の確認並びに問題の是正及び予防」については、「(必要に応じて)改善案の作成」を要求事項に記載することとされた。

齋藤：パワポの図には出てきませんか？

## 5. 今後について

○事務局より作業部会及び各分科会で議論された主要なポイントについての説明がなされた。

○資料13の1頁目について、「改訂の方向性」の最後の文を書き換え、あわせて、事業者の環境経営に資するために審査人は審査だけでなく支援も行うので、「支援・審査員」に改称することを検討していることを記載してはどうかとの提案がなされた。

○環境省より、次年度の検討事項について、本年度作成した骨子案が改訂版ガイドラインの基礎となること、改訂版ガイドライン素案は平成28年12月末を目途にとりまとめること、改訂版ガイドライン素案は平成29年1月に予定されているパブリックコメントを経て、平成29年1月度中に発行確定する予定との方針が示された。

○事務局より資料14に基づき、次年度の検討事項(案)の方向性についての説明がなされた。

以上